「『人権問題に関する府民意識調査』を今後の人権施策に生かす」を踏まえた取組内容等について



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 今後の取組のポイント | 取組内容 | 評価 | 備考 |
| 人権学習により、忌避意識を弱め、解決に向けた将来展望が持てるよう、学習者の気付きを促し、行動に結び付けることをめざした教育・啓発を推進する。 | 学校現場での人権教育の充実、教職員のスキルアップを図る。 | ・教育委員会において「人権教育推進の方向性」をとりまとめ、各学校現場に示した※人権局作成の人権啓発冊子等の配布、活用を依頼 |  |  |
| 差別の現状に留まらず、課題解決の過程を具体的な事例を用いて示す。 | ・ｺﾐｭﾆﾃｨづくり活動に関する先進事例を収集し、府内市町村等と情報共有（事例報告、交流会開催、報告書の作成・配布）(H24)・先進5事例のﾋｱﾘﾝｸﾞ実施(H25)・先進4事例のﾋｱﾘﾝｸﾞ実施・3名の学識経験者による「『人権尊重のｺﾐｭﾆﾃｨづくり』検討会」を設置し、事業の進め方、推進方策について検討(H26)・先進5事例のﾋｱﾘﾝｸﾞ実施・上記検討会において、ｺﾐｭﾆﾃｨづくりに資する報告書を作成 | ・交流や共通の課題解決に向けた協働の取組（≒人権尊重のｺﾐｭﾆﾃｨづくり活動）が差別意識・忌避意識の解消に向けて有効であることについて、府内市町村等と共有されてきている。（市町村人権教育・啓発担当者会議意見：(H26.7)）・今後とも、様々な先進事例の紹介を行ってほしい。・「人権」に限らず、男女参画、子どもなど新たな視点、考え方への気付きとなった。・部局横断的な取組への支援を要望する。 |  |
| 講義型に加え、参加・体験型の学習機会をさらに普及・定着させる。⇒参加・体験型の講座を複数市町村で実施する。⇒地域で活動する指導者の育成をめざす。 | ・豊かな関係づくり講座、ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ･ﾁｬﾚﾝｼﾞ講座、人権総合講座（人権啓発ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ養成ｺｰｽ）の受講を促進・参加・体験型（ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ形式）出前講座事業を実施(H25)・出前講座を開催（5箇所、8市5町1村）(H26)・出前講座を開催（6箇所、6市1町） | ・単に知識を一方的に伝達するのではなく、参加・体験型学習はグループワーク形式で参加者同士の意見交換を通じて問題解決能力を身に付ける学習方法であり、人権問題学習において有効であることが確認された。・1講座当たりの参加人数が限定されるが、人権教育における参加・体験型講座の効果・有効性について、府民・市町村等の理解が得られている。（H25参加者ｱﾝｹｰﾄ調査）・参加者同士の意見交換を通じて、人権問題への気付き、理解が深められた・結論だけを求めるのではなく、小さなグループで自分の素直な意見を出せる、楽しく有意義な学習だった。・身近なテーマでいろいろな人の意見が伺え、お互いに良い刺激になった。・人権を身近に感じるためにも、受身でない学習が重要と思う。・参加型の研修はとても楽しく、有意義だった。 |  |
| 人権に関する意識を高め、人権問題を自らのこととして受け止めることができるように教育・啓発の内容、手法を工夫する。 | 子どもへの体罰、いじめ、虐待、ニート、引きこもりなど、身近な問題を内容に取り込む。 | ・人権局発行の人権啓発冊子を活用し、より身近な人権問題を取り上げるなど、日常生活の中にある人権問題への気づきを促す教育・啓発を実施(人権情報誌「そうぞう」への記事掲載)・人権とﾒﾃﾞｨｱ･ﾘﾃﾗｼｰ（NO.34、H25.11）・男女共同参画（NO.35、H26.3）・子どもの貧困対策（NO.36、H26.10）・障がい者差別禁止法（NO.36、H26.10）(人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」)・掲載記事内容を充実(人権啓発スポット映像の制作・放映)・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ上の人権侵害(送り手)（H24）・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ上の人権侵害(受け手)（H25）・デートDV（H26） | ・府・市町村、学校、民間団体、企業等の研修等で広く活用されている。・府民の身近な人権問題に対する気付きを促す効果があった。（ｱﾝｹｰﾄ調査等）「ゆまにてになにわ」・役員(企業)研修で活用。全般にわたり記載されており、分かりやすい。・人権に関わる知識や情報が的確に示されており、分かりやすい冊子「スポット映像」・ネット上の書込みを鵜呑みしないこと。・考えてから書き込もうと思った。・自分で判断することの重要性・子どもにもわかりやすいCMと思った　 |  |

資料２-３



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 今後の取組のポイント | 取組内容 | 評価 | 備考 |
| インフォーマルな差別的情報の影響を受けないようにするために、早い時期から学校教育の中で正確な知識を伝える。また、幼少期における発達段階に応じた教育プログラムを検討する。 |  | ・教育委員会において「人権教育推進の方向性」をとりまとめ、各学校現場に示した※人権局作成の人権啓発冊子等の配布、活用を依頼 |  | (再掲) |
| ・就学前の子どもを中心に、その発達段階に応じ、遊びを通じた人権感覚を育むプログラムや保護者のエンパワメントをテーマとした実践的かつ広く活用が期待できる人権教育教材「ありのままのわたし　大切なあなた」を作成（H26.3発行）・H26.10に開催された就学前人権教育研究協議会分科会において、上記教材を活用した講座を開催 | ・公私立保育所（園）、幼稚園、子育て広場等で広く活用されている。※府内保育所(園)、幼稚園、市町村教育委員会、子育て担当課等からの送付依頼が急増（当初5,000部→H26増刷） |  |
| 子育て中の親に対する人権啓発の中でインフォーマルな差別的情報の影響力の強さを伝え、このような情報が広がることを防ぐ。 | 子育て教室等の場の活用 | ・上記教材を子育て教室等（子育て広場、乳幼児健診事業、子育て相談事業等の実施機関）に配布※H24ｺﾐｭﾆﾃｨづくり活動事例紹介において、富田林市立児童館の取組を紹介 |  |
| ＰＴＡを対象にした啓発 | ・教育委員会が、府内８地区において、ＰＴＡを対象とした人権研修（参加・体験型）を実施。 |  |  |
| 差別的情報への気付きを促すとともに、課題解決に向けた将来展望が持てるような学習を推進する。 | メディアリテラシーの向上に取り組む。 | ・人権研修及び人権局発行の人権啓発冊子等を活用し、教育・啓発を実施(人権研修)・府・市町村職員、民間啓発団体等を対象に「ﾒﾃﾞｨｱﾘﾃﾗｼｰの向上のためには」を開催（H25.7.2）(人権総合講座)・H25から「報道と人権」をテーマに3コマの講座を実　施(人権情報誌「そうぞう」への記事掲載)・人権とﾒﾃﾞｨｱ･ﾘﾃﾗｼｰ（NO.34、H25.11）(人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」)・掲載記事内容を充実(人権啓発スポット映像の作成・放映)・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ上の人権侵害(送り手)（H24）・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ上の人権侵害(受け手)（H25）(参加・体験型出前講座)・ﾒﾃﾞｨｱ･ﾘﾃﾗｼｰをテーマとした講座実施への誘導※在阪報道機関あて「ゆまにてなにわ」「そうぞう」「人権学習教材」を配布し、社内人権研修等での活用を要請 | ・ﾒﾃﾞｨｱを正しく読み解くことの重要性、ﾒﾃﾞｨｱﾘﾃﾗｼｰの捉え方について、府民の認識を高めることができた。（人権研修参加者アンケート）・ﾒﾃﾞｨｱの人権侵害や人考え方をコントロールしている実態がよくわかった。・ﾒﾃﾞｨｱからの情報をしっかり判断して受け取ることが大切なのが理解できた。・ﾒﾃﾞｨｱの中に人権を侵害する内容が含まれている。よく考えずに、それらを受け取っていることが認識できた。・ﾒﾃﾞｨｱ情報の捉え方による人権侵害の多いことに気付かされた。・子どもへのﾒﾃﾞｨｱﾘﾃﾗｼｰ教育の必要性を感じた。 |  |
| 人権教育教材の活用を図る。⇒差別につながる社会の常識、価値観への気づきを促す教材を作成し、体験講座及びファシリテーター・チャレンジ講座等での活用を図る。 | ・社会意識・価値観を問い直すことをテーマとした人権教育教材vol.9「あたりまえの根っこ」を作成（H24.3）・H25に実施したﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ･ﾁｬﾚﾝｼﾞ講座、参加・体験型出前講座において、上記教材を活用した講座を実施 | ・社会意識や価値観等、身近な人権問題を取り上げた教材を作成するとともに、各種講座において活用されている。 |  |



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 今後の取組のポイント | 取組内容 | 評価 | 備考 |
| 「交流」「協働」の取組がさらに広がるよう、様々な人権問題について人々が交流し、共通の課題解決に取り組むよう支援する。 | 公益法人やＮＰＯ等が行う先駆的事例を紹介する。⇒府内外のコミュニティづくりの取組事例について情報収集し、府内市町村において、情報の共有を図る。 | ・ｺﾐｭﾆﾃｨづくり活動に関する先進事例を収集し、府内市町村等と情報共有を実施（事例報告、交流会開催、報告書の作成・配布）(H24)・先進5事例のﾋｱﾘﾝｸﾞ実施(H25)・先進4事例のﾋｱﾘﾝｸ実施・3名の学識経験者による「『人権尊重のｺﾐｭﾆﾃｨづくり』検討会」を設置し、事業の進め方、推進方策について検討(H26)・先進5事例のﾋｱﾘﾝｸﾞ実施・上記検討会において、ｺﾐｭﾆﾃｨづくりに資する報告書を作成予定 | ・交流や共通の課題解決に向けた協働の取組（≒人権尊重のｺﾐｭﾆﾃｨづくり活動）が差別意識・忌避意識の解消に向けて有効であることについて、府内市町村等と共有された。（市町村人権教育・啓発担当者会議意見：(H26.7)）・今後とも、様々な先進事例の紹介を行ってほしい。・「人権」に限らず、男女参画、子どもなど新たな視点、考え方への気付きとなった。・部局横断的な取組への支援を要望する。 | (再掲) |
| 行政職員向けにフィールドワーク等を実施する。 | ・人権総合講座において釜ヶ崎FWを実施（H24～H26）・富田林市立児童館での「子育て支援事業」に関するFWを実施(H25) | ・講演会のように講師からの一方的な情報伝達による学習方法ではなく、現地において取組状況等を見ながら、担当者等から直接話が聞けるFWは非常に有効な教育・啓発の手法であると確認された。（人権総合講座受講後アンケート）・釜ヶ崎の時代背景から教えてもらいとても理解できた。企業と国にも責任の一端があることを理解できた。・現実を知る意味でﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸは効果的。・現状をよくわかっている当事者の話は参考になった。 |  |
| アドバイザーの派遣を行う。 | ・H25から人権尊重のｺﾐｭﾆﾃﾞｨづくりに関するアドバイザーを設置 |  |  |
| 既存の施設を活用した交流事業を推進する。 | ・様々な社会資源（隣保館、児童館、公営住宅等）を活用した先進事例を収集し、府内市町村との情報共有を実施 | ・既存施設活用の必要性について、市町村と再確認を行った。 |  |
| コミュニティづくり以外での「交流」の機会として、マイノリティの立場に置かれている当事者の体験や考え方に直接触れ、人権問題を自らのことと受け止めることができる人権研修を推進する。 | 講師リストを作成し、ニーズに応じた講師を紹介する。 | ・被差別当事者を含め人権問題別に整理した講師リストを作成し、府内市町村に情報提供するとともに、講師紹介を実施 | ・府内市町村において講師リストを活用し、効率的・効果的な人権教育・啓発事業が実施された（市町村人権教育・啓発担当者会議意見：(H26.7)）・リスト掲載の講師をお願いしたところ、大変好評だった。・テーマと予算に見合った複数の講師を紹介された。・講師の評価・活動実績を反映したリストとしてほしい。 |  |



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 今後の取組のポイント | 取組内容 | 評価 | 備考 |
| 同和問題についての啓発においては、かつての特別措置法に基づく施策の必要性や成果、残された課題、及び現在は広く行政上の課題を有する人々を対象とした一般対策を活用して課題解決に取り組んでいることを、継続的に、分かりやすく情報発信する。 | ・人権局発行の人権啓発冊子を活用し、同和問題の解決に向けた府の基本的な考え方について啓発を実施。 (人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」)・「同和問題のこと」において、府の基本的な考え方を　　掲載・府内市町村に対して、「同和問題に関して、今でも『行政から優遇されている』という意識について」の広報文（長・中・短）を提供※市町村人権教育・啓発担当者会議(H25.9）※府内市町村での上記広報文の活用・「『同和地区』に対する問い合わせ事象への対応について」（対応マニュアル）の整備・活用(H23.5) | ・府内市町村とも連携しながら、同和問題解決に向けた府としての取組方向性について、広く府民に対して広報を実施することができた。 |  |
| 同和問題解決に向けた取組については、未だに特別措置法に基づく施策と誤解されるようなものがないか自己点検し、制度や運用に問題があれば見直す。 | ・府民意識調査を踏まえた「施策に生かす」について、各種会議において周知※大阪人権行政推進協議会（大人協）全体会議（H25.3）※市長会・町村長会合同人権部長会議（H25.4）※人権局兼務・併任職員会議（H25.5）・市町公営住宅募集要項等記載内容等について、関係市町との意見交換を重ね、修正 | ・「施策に生かす」について、府庁全部局及び府内市町村に対して周知徹底を行った。・誤解を生じる恐れのある運用について、修正が行われた。 |  |